

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局住宅部管理課（入居契約） (06-6208-9264)
処分課(担当)名	都市整備局住宅部管理課（入居契約）
処分の名称	市営住宅の入居者の決定
概 要	本市では、低額所得等の住宅困窮者の居住の安定を図るため市営住宅事業を実施しています。市営住宅に入居する場合には、公営住宅法等に定められている入居者資格を満たす者が入居申込にかかる申請書を提出して、入居承認を市長から受けなければなりません。 また、入居申込された方が数が募集戸数を超える場合には、公正な方法で選考し、入居者を決定することとされており、本市では公開抽選により選考し、入居者を決定しています。
根拠法令等 及び条項	公営住宅法第25条 公営住宅法施行令第7条 大阪市営住宅条例第15条第1項（平成9年4月1日条例第39号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市営住宅条例施行規則（平成9年4月1日規則第61号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市営住宅入居者選考等実施要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000202389.html)
審査基準	次の入居者資格を満たしていること。 1 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること（一部を除く） 2 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める金額を超えないこと 3 現に住宅に困窮していることが明らかな方であること 4 本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内の事務所若しくは事業所に勤務する者であること 5 独立の生計を営む者で家賃を支払う能力があるものであること 6 市長が適当と認める保証人がある者であること 7 その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が、未納の家賃又は市営住宅若しくは共同施設に係る損害賠償金がある者でないこと 8 その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が、大阪市営住宅条例（平成9年4月1日条例第39号）第46条第1項（第2号、第5号及び第7号を除く。）の規定による請求を受けて市営住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日から翌日から起算して5年を経過していないものでないこと 9 その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員)でないこと 詳しくは、募集期間中に配布する申込みのしおりをご覧ください。
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	大阪市営住宅募集センター募集担当等（募集ごとに異なりますので、詳しくは募集期間中に配布する申込みのしおりをご覧ください。）
提出時期	5月、7月、11月、2月に募集を行うほか、随時先着順受付の募集も行っています。
提出方法	所定の申込書及び封筒による郵送等（募集ごとに異なりますので、詳しくは募集期間中に配布する申込みのしおりをご覧ください。）
手数料	なし
相談窓口	大阪市営住宅募集センター募集担当等
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000370824.html
備 考	